

第12期 定時株主総会招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

議決権行使期限

2022年11月24日（木曜日）午後6時まで

日時

2022年11月25日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階
「ハーバーサーカス」宴会場

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご出席を見合わせることをご検討いただきますとともに、その場合には書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので可能な限り、これらの方法による議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年11月24日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年11月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都品川区東品川二丁目3番15号 第一ホテル東京シーフォート3階 「ハーバーサーカス」宴会場 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第12期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第12期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	2頁～3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。 なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ (<https://www.g3holdings.com/>)



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年11月25日(金曜日)
午前10時 (受付開始9時30分から)



書面で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年11月24日(木曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年11月24日(木曜日)
午後6時完了分まで

書面及びインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

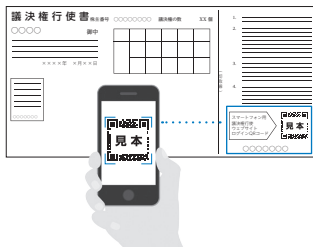
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

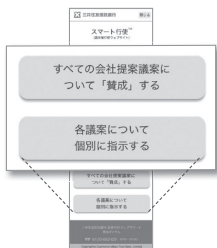
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

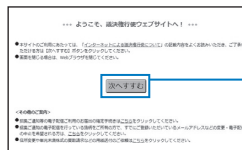
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

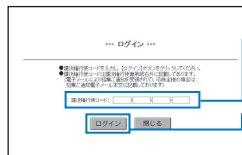
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

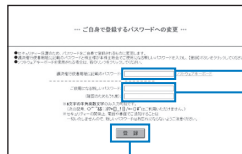
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものです。

(1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するために規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第6期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任についての損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 第6期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任についての損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>2. <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則のうち2項及び3項は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。これに伴い経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等	
1	かさはら ひろかず 笠原 弘和	代表取締役社長	再任
2	にしむら ひろし 西村 浩		新任
3	やまの うち まさとし 山之内 督宗		新任
4	やまもと ひでき 山元 秀樹		新任
5	まつなが やすひろ 松永 泰裕		新任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かさ はら ひろかず 笠原弘和 (1976年9月18日生)	1998年3月 学校法人湘中央学園湘中央医学技術専門学校 入学 2003年3月 プライムマックス株式会社 入社 2012年6月 株式会社メッツ (現 株式会社きずな) 入社 2013年6月 同社 取締役 2017年2月 同社 代表取締役 2018年12月 株式会社イメージワン 取締役 (監査等委員) 2019年11月 当社 代表取締役社長 (現任) 2020年11月 株式会社エコ・テクノサービス 代表取締役 (現任) 2021年2月 株式会社ジー・スリーファクトリー 代表取締役 (現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 笠原弘和氏は、第9期定時株主総会において取締役に選任されて以降、当社の代表取締役社長としてM&Aの実行や不採算子会社の業績改善等を中心としたグループ企業の再編を推進し、一定の結果を残しております。また、東京証券取引所による当社株式の特設注意市場銘柄指定に対する改善対策において主導的な役割を果たしており、これまで当社の経営戦略の強化及びガバナンスの充実を積極的に推進してまいりました。今後も引き続き取締役として当社グループ全体の成長戦略と継続的なガバナンスの充実を図り、企業価値の一層の向上を目指すべきであると判断し、取締役候補者としております。			
2	にしむら ひろし 西村浩 (1962年8月23日生)	1987年4月 ショーワテック株式会社 入社 1987年10月 伸和工業株式会社 代表取締役 2014年8月 伸和ホールディングス株式会社 代表取締役 2020年6月 株式会社ミライノバート 取締役再生可能エネルギー事業本部長 2020年9月 株式会社FRP-WP 取締役 2020年10月 株式会社日本エネライズ 代表取締役 2021年3月 伸和工業株式会社 取締役	一株
(取締役候補者とした理由) 西村浩氏は、株式会社ミライノバートの取締役や株式会社日本エネライズの代表取締役として太陽光発電所及びバイオマス発電所の開発や運営保守業務等に長年従事してきた経験を活かし、当社の再生可能エネルギー事業を長期的かつ持続的に発展させるほか、関連する新規事業の育成にも尽力するとの意向を有しております。また、積極的に意見交換できる資質や社内・社外と円滑にコミュニケーションできる人間性を備えており、当社グループ全体の業務執行及び事業構築の推進役を期待できることから、当社グループの企業価値の一層の向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	やまのうち まさとし 山之内 督宗 (1975年8月15日生)	1999年4月 ブックオフコーポレーション株式会社 入社 2004年11月 株式会社横尾材木店 入社 2006年6月 日本省力機械株式会社 入社 2013年6月 M I S A W A - H A B I T A 株式会社 (現H A B I T A - C R A F T 株式会社) 入社 2013年9月 同社 取締役 2016年3月 株式会社山之内ゴウシャ 入社 経営企画室長 2020年11月 株式会社アーク・システム 入社 2022年5月 当社 入社	一株
(取締役候補者とした理由) 山之内督宗氏は、小売業、不動産業、機械関連製造業等で総務経理部門の担当者として勤務した経験があり、当社の管理部総務課長としてIR対応、有価証券報告書等の作成、特設注意市場銘柄の指定に対する改善対策の推進及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に向けた対応業務を担当してまいりました。また、積極的に意見交換できる資質や社内・社外と円滑にコミュニケーションできる人間性を備えており、当社グループ全体の業務執行及び管理体制構築の推進役を期待できることから、当社グループの企業価値の一層の向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。			
4	やまもと ひでき 山元 秀樹 (1953年7月11日生)	1996年2月 株式会社ネクサス 入社 財務部長 2000年9月 同社 常務取締役 経営戦略本部 財務統括 経営企画 公開準備室担当 2003年6月 同社 取締役常務執行役員兼財務最高責任者 2005年6月 S B I リアルマーケティング株式会社 代表取締役 2007年9月 株式会社オーバービュー 代表取締役 (現任) 2012年7月 株式会社ジェヌインR&D 取締役 (現任) 2012年7月 カンサイ建装工業株式会社 監査役 (現任) 2016年2月 オーバービューコンサルティング株式会社 代表取締役 (現任) 2017年3月 Nexus Bank株式会社 取締役	一株
(取締役候補者とした理由) 山元秀樹氏は、株式会社ネクサスの管理本部担当役員として、資金調達をはじめ、経理・財務・総務・人事・法務・経営企画等の間接部門を担当していた経歴を有しているほか、他の事業会社において大容量蓄電池の開発に従事した経験があるなど、太陽光ビジネスや蓄電池ビジネスに関しても相当の知見を有しております。また、積極的に意見交換できる資質や社内・社外と円滑にコミュニケーションできる人間性を備えており、当社グループ全体の業務執行及び事業構築の推進役を期待できることから、当社グループの企業価値の一層の向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	まつなが やすひろ 松永泰裕 (1972年12月19日生)	1995年4月 東京国税局 採用 (鎌倉税務署配属) 2000年7月 東京国税局 査察部 2005年7月 証券取引等監視委員会 特別調査課 2008年7月 東京国税局 査察部 2017年3月 東京国税局 退職 2017年6月 税理士登録 2019年7月 税理士法人けやき 社員税理士 (現任)	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>松永泰裕氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、東京国税局、証券取引等監視委員会 (特別調査課) での勤務経験を有し、現在は、税理士法人において税理士業務に従事しております。社外取締役として客観的な立場から取締役の業務執行を監視し、当社のガバナンス改善並びに内部統制システムの構築及び運用への貢献が期待できます。また、積極的に意見交換できる資質や社内・社外と円滑にコミュニケーションできる人間性を備えており、当社グループ全体の業務執行及び管理体制の監視役を期待できることから、当社グループの企業価値の一層の向上に貢献できるものと判断し、社外取締役候補者 (独立役員) としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松永泰裕氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、上記社外取締役候補者の選任が承認された場合は、同候補者との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、上記社外取締役候補者の選任が承認された場合は、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しております。当社及び当社子会社の取締役 (監査等委員を含む)、執行役員及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び争訟費用等を填補いたします。2022年10月に現契約が満了し、同様の内容で更新しております (次回更新時においても、同内容で更新を予定しております)。各候補者の選任が承認され取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 候補者の決定に当たっての方針と手続
- 当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透

明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。

この実現に向け、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）として、当社の業務執行に関する豊富な経験と経営者としての視点を持ちつつ、当社経営の根幹に携わる人物を提案しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名に当たっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会（ただし、会社法第2条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております）により候補者を指名し、取締役会で決定しております。

指名委員会は、慎重な審議・検討を行いました結果、全ての候補者は適任であると判断して指名しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等			
1	かわさき 川崎 しゅういち 修一	監査等委員である取締役	再任	社外	独立
2	よこやま 横山 ともゆき 友之	監査等委員である取締役	再任	社外	独立
3	はしもと 橋本 まきお 真樹夫		新任	社外	独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かわさき しゅういち 川崎 修一 (1973年1月18日生)	2004年10月 富岡法律特許事務所 入所 2008年1月 オーバル法律特許事務所 入所 2009年4月 愛知大学大学院法務研究科 准教授 2010年6月 株式会社クリップコーポレーション 社外監査役 2011年10月 川崎修一法律事務所 (現 弁護士法人久屋総合法律事務所) 代表弁護士 (現任) 2014年11月 株式会社サンヨーハウジング名古屋 (現 株式会社AVANTIA) 社外監査役 (現任) 2018年11月 当社 監査等委員である社外取締役 (現任) 2022年4月 愛知大学大学院法務研究科 教授 (現任)	一株
2	よこやま ともゆき 横山 友之 (1975年6月5日生)	2002年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2006年12月 公認会計士登録 2007年4月 デトロイトトーマツFAS株式会社 (現デトロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社) 出向 2009年7月 横山経営会計事務所 設立 同代表者 (現任) 2011年5月 ポケットカード株式会社 社外取締役 2015年7月 株式会社立飛ストラテジーラボ 非常勤執行役員 (現任) 2019年3月 光ビジネスフォーム株式会社 社外取締役 (現任) 2021年7月 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 (現任) 2021年10月 一般社団法人オークネット財団 評議員 (現任) 2022年3月 太洋物産株式会社 社外取締役 (現任) 2022年4月 TRIBAWL株式会社 社外取締役 (現任) 2022年5月 当社 監査等委員である社外取締役 (現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	はしもと まきお 橋本 真樹夫 (1962年11月15日生)	1986年4月 太平洋証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 1993年11月 株式会社守谷商会 入社 1996年8月 有限会社グリーンランド 設立 代表取締役 2008年4月 日本アジア証券株式会社（現アイザワ証券株式会社）入社 2016年10月 同社引受部部長 2018年7月 同社本店営業部コーポレートグループ部長 2021年9月 日本信用情報サービス株式会社 顧問 2022年1月 DHD株式会社 設立 代表取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川崎修一氏、横山友之氏及び橋本真樹氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、各監査等委員候補者の選任が承認された場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 各監査等委員候補者の選任が承認された場合は、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で監査等委員を含む全ての取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担します。既に当該保険契約の被保険者となっている候補者については、就任後も引き続き被保険者となり、現在被保険者でない候補者については、取締役に就任した時点で、当該保険契約の被保険者に含まれます(次回更新時においても、同内容での更新を予定しております)。
6. 監査等委員である取締役候補者の決定に当たっての方針と手続
- 当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の監督と執行の分離を進め、外部の視点を含めた健全性・透明性の高い監督の実現と、業務執行の効率性・機動性の向上を図ることを目指しております。
- この実現に向け、当社の監査等委員である取締役として、経営の監督及び監査をするに当たって豊富な経験を持つ人物を提案しております。
- 監査等委員である取締役候補者の選定に当たっては、独立役員である社外取締役監査等委員を中心とした指名委員会(ただし、会社法第2条第12号に定める指名委員会とは異なる当社任意機関の通称として用いております)により候補者を指名し、監査等委員会の同意を得て取締役会で決定しております。
- 指名委員会は、慎重に審議・検討を行いました結果、全ての候補者は適任であると判断し、指名しました。
7. 候補者に関する特記事項は以下のとおりです。

監査等委員である取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割の概要

川崎修一氏は、第8期定時株主総会にて監査等委員である取締役に就任されて以降、弁護士資格を有する社外取締役監査等委員として、ガバナンスの強化を踏まえた当社の管理・監督に努めております。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法律、経営など高度な専門知識を有しており、これらの経験を活かすことにより、取締役会の意思決定や監督機能の実効性が期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏のこれまでの社外取締役監査等委員としての就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

横山友之氏は、東京証券取引所第一部市場に上場する法人の社外独立役員の経験を有し、東京証券取引所に上場する法人の第三者委員会の委員を歴任するなど企業不正の調査経験を有しております。

また、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの経験を活かし取締役会の意思決定や監督機能の実効性が期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏のこれまでの社外取締役監査等委員としての就任期間は本定時株主総会終結の時をもって6ヶ月となります。

橋本真樹夫氏は、証券会社リテール接客・法人営業にて豊富な経験を有し、積極的に意見交換できる資質や円滑にコミュニケーションできる人間性を備え、かつ企業経営、エネルギービジネスの知見を有しており、取締役会のよりの確かな意思決定や監督機能の実効性向上が期待できるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

ご参考

本定時株主総会終了後の取締役スキル・マトリックス (予定)

	氏名	地位、担当等 (予定)	特に期待する知見・経験						
			企業経営	ガバナンス	営業	財務	IT・デジタル・テクノロジー	法務・リスクマネジメント	不動産
社内	笠原 弘和	代表取締役社長	●	●	●	●	●		●
	西村 浩	取締役	●	●	●	●			●
	山之内 督宗	取締役	●	●		●	●	●	●
	山元 秀樹	取締役	●	●		●			
社外	松永 泰裕	独立社外取締役		●		●		●	
	川崎 修一	独立社外取締役 (監査等委員)		●				●	●
	横山 友之	独立社外取締役 (監査等委員)		●		●	●	●	●
	橋本 真樹夫	独立社外取締役 (監査等委員)		●	●	●		●	

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限が段階的に緩和されたことで景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。一方で、世界的な半導体不足やロシアによるウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰に急激な円安の進行が重なるなど先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

こうしたなか、当社グループが主要事業とする再生可能エネルギー業界におきましては、政府が主導する2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、その導入の動きが活発化しております。すなわち、政府は将来に向けた成長戦略として、2021年6月に経済産業省を通じて「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を公表し、2050年までに再生可能エネルギー由来の電源比率を全体の50%~60%まで高めることを参考値として示しました。また、同年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画における2030年度時点の電源構成においても、第5次エネルギー基本計画との比較で、再生可能エネルギー由来の電源比率が大幅に引き上げられました。これら一連の動きを受けて、国内では地方自治体や大手民間企業を始めとした幅広いセクターにおいて、脱炭素化へ向けた動きが加速しております。このように、再生可能エネルギーの導入促進に対する政府の支援方針は依然として強固なものであり、官民を挙げた脱炭素化への動きも進んでいることなどから、今後も国内の再生可能エネルギー市場は順調に拡大していくものと期待されています。

こうした事業環境のもと、当社グループは、事業を通じて社会の様々な課題を解決し、企業として堅実な利益を生み出しながら、「ヒトと社会に豊かさと彩りを」という企業理念を実現すべく、再生可能エネルギー事業のほか、新規エネルギー事業及びサステナブル事業を展開しております。

当連結会計年度において展開した各事業の具体的な取組みは以下のとおりです。

- (i) 稼働中の太陽光発電所の仕入販売
- (ii) 太陽光発電所の運営による売電
- (iii) 太陽電池モジュール等の発電関連商材の仕入販売
- (iv) 太陽光発電所及び小水力発電所の運営管理業務の受託
- (v) 非常用ガスエンジン発電機及びマグネシウム電池の開発
- (vi) 健康食品及び基礎化粧品の仕入販売
- (vii) 感染予防のための消毒用噴霧器のOEM供給

当社グループは、事業を通じてヒトと社会の持続的な豊かさと幸福に貢献するため、今後もこれらの事業を継続的に推進し発展させると同時に、新たな事業領域の開拓にも果敢にチャレンジし、収益基盤の一層の強化に向けて注力してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、現時点では当社グループの事業、財務及び経済活動に直接的かつ重大な支障は生じておりません。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は1,926百万円（前期比41.8%減）となりました。その主な内容は次のとおりです。まず、再生可能エネルギー事業部門において、販売用太陽光発電所の売却及び太陽電池モジュールを始めとする発電関連商材の販売を行ったこと、また、保有する太陽光発電所において売電収入を計上したこと、さらに、太陽光発電所及び小水力発電所向け運営管理業務に関わる受託収入を計上したことなどです。これらに加えて、サステナブル事業分野においては、2021年3月に開始した健康食品及び基礎化粧品等の仕入販売事業が当連結会計年度は通期で貢献し、業績も順調に推移したことから各種商品販売に関わる売上を計上いたしました。

損益の状況については、販売用の太陽光発電所を十分な利幅を確保して売却したことや、前連結会計年度中に開始した健康食品及び基礎化粧品等の販売事業が高い収益性を維持しながら順調に推移し、当連結会計年度においてはこれが通期で貢献した一方で、当初計画していた太陽電池モジュールの売却が翌期に繰越しとなったことや、太陽光発電所の仕入活動が停滞したことにより当初計画していた売上高が達成できなかったこと、さらに、過去の不適切な会計処理に係る調査・訂正費用等として特別損失を計上したことなどから、連結営業利益は37百万円（前期比82.2%減）、連結経常利益は38百万円（前期比77.3%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は452百万円（前期は35百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）と大幅な減収減益となりました。

当連結会計年度におけるセグメント毎の経営成績は以下のとおりです。

(再生可能エネルギー事業)

再生可能エネルギー事業は、主に当社及び株式会社エコ・テクノサービスにおいて展開しております。当連結会計年度におきましては、当社グループが保有する太陽光発電所の売電事業に加え、当社独自のネットワークと機動力を活かし、青森県、岩手県、福岡県に所在する販売用太陽光発電所の売却を行ったほか、宮城県で展開する大規模メガソーラー発電所開発事業者向けに太陽電池モジュールの仕入販売取引を行いました。また、株式会社エコ・テクノサービスにおいては、太陽光発電所及び小水力発電所の運営管理事業を展開し、年度契約の運営管理業務に加え、スポットベースでの修理点検業務や除草業務等の受注活動を行いました。

これらの活動の結果、売上高は1,361百万円（前期比54.5%減）、セグメント利益（営業利益）は89百万円（前期比72.0%減）となりました。

(新規エネルギー事業)

新規エネルギー事業は、当社にて展開しております。当連結会計年度におきましては、主に非常用ガス発電機及び非常用マグネシウム電池の商品化に向けた開発活動を継続いたしました。当事業は当連結会計年度においても依然として起ち上げ段階にあり、費用が先行したことから、売上高は0百万円（前期比60.4%減）、セグメント損失（営業損失）は31百万円（前期は39百万円のセグメント損失）となりました。

(サステナブル事業)

サステナブル事業は、当社及び株式会社ジー・スリーファクトリーにて展開しております。株式会社ジー・スリーファクトリーにおいては、健康食品及び基礎化粧品等の仕入販売事業を展開しております。また、当社においては感染予防のための消毒用噴霧器のOEM供給事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、2021年8月期第3四半期連結会計期間より開始した健康食品及び基礎化粧品等の仕入販売事業の成果が通期でセグメント業績に寄与しており、これらの結果、売上高は564百万円（前期比79.9%増）、セグメント利益（営業利益）は239百万円（前期比55.1%増）と大幅な増収増益になりました。

(2) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと位置付けており、将来の事業展開と経営成績及び財務状態等を勘案しながら配当を実施することを基本方針としております。

しかしながら、2022年8月期の配当につきましては、2022年9月2日付け「通期連結業績予想の修正及び配当（無配）に関するお知らせ」にて公表のとおり、①当期に売上計上を見込んでいた太陽電池モジュールの販売計画が自然災害による工事日程の変更やウクライナ危機に端を発するサプライチェーンの混乱により仕入先メーカーの生産計画に変更が生じたこと、②主力事業である太陽光発電所の仕入販売事業においても、セカンダリーマーケットでの仕入価格競争の進展により、仕入活動が不調に終わったこと、③新規エネルギー事業においても商品開発活動に遅れが生じ収益化に至らなかったことなどを要因として通期業績が当初予想を下回る結果となったほか、④当連結会計年度におきましては、2022年2月18日付け「特別損失の計上及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表のとおり、過去の不適切な会計処理に係る調査・訂正費用等として467百万円の特別損失を計上したことから親会社株主に帰属する当期純損失が452百万円の大幅な損失となったことにより、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、可能な限り早期に復配できるよう努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- (3) 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- (4) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2019年8月期)	第10期 (2020年8月期)	第11期 (2021年8月期)	第12期 (当連結会計年度) (2022年8月期)
売上高 (千円)	5,319,902	5,470,056	3,309,524	1,926,617
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	△116,741	816,331	168,917	38,367
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△) (千円)	699,574	824,997	35,052	△452,894
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	48.50	52.37	2.08	△26.89
総資産 (千円)	6,323,583	4,543,365	3,763,066	2,932,926
純資産 (千円)	1,244,932	2,443,521	2,473,935	2,020,379
1株当たり純資産額 (円)	86.39	144.96	146.86	119.95

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当連結会計年度において、過年度における不適切な会計処理の事実が判明したため、決算内容の訂正を行っております。第9期から第10期の数値は、過年度の決算訂正を反映した数値であります。
3. 当社は2019年3月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第9期連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エコ・テクノサービス	10,000千円	100.0%	再生可能エネルギー事業
株式会社ジー・スリーファクトリー	10,000千円	100.0%	サステナブル事業

4. 対処すべき課題

当社グループでは、他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について積極的に取り組んでまいります。

(1)事業ポートフォリオの拡大について

当社グループの事業の中核である再生可能エネルギー事業分野において、固定価格買取制度（FIT）の段階的な見直しに伴う未稼働太陽光発電所案件の減少により、物件価格の高騰が進んでおり、物件の確保や利幅の維持が難しくなる懸念があります。FIT案件の減少に伴い、FITを利用しない（Non-FIT）事業モデルの開発が盛んに行われており、その中で、第三者が太陽光発電所を所有することにより初期投資を抑えるPPA（Power Purchase Agreement）モデル等が注目されております。当社グループにおきましても、これまで蓄積した再生可能エネルギー事業のノウハウやネットワークを活用し、新たな発電商材や発電設備導入モデルのビジネス化の検討及び新たなモデルに対応するメンテナンス等のサービス展開について検討を進めております。当社グループを取り巻く事業環境を注視しつつ、収益基盤の強化に向け、エネルギー事業領域における新展開の検討やシーズの探索、さらに、新たな事業領域へ進出するための投資を行い事業ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

(2)業務提携や資金調達力、資金調達等の経営戦略について

当社グループの売上・利益の一層の拡大及び経営基盤の安定を図る上で、ビジネスネットワークの構築と拡大及び資金調達力の向上は必要不可欠です。その為にも、当社グループ事業とのシナジーが期待できる優良事業を持つ企業との連携を積極的に推進してまいります。また、当社グループが安定的に成長していく過程において、太陽光発電所等の取得及び新規エネルギー事業及びサステナブル事業における研究開発のために相応の資金が必要であり、今後も資金調達の強化と調達方法の多様化に取り組んでまいります。

(3)人的資産の強化

当社グループは、営業担当、企画担当を中心とする人的資産の強化が必要であると考えております。その為には社内外の人材の活用を行い、かつ、従業員が働きやすい魅力ある職場、環境づくりが重要であると考えております。

(4)内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、2017年8月期に当社が販売した未稼働太陽光発電所の権利の売上について、そ

の売上金額280百万円の計上の時期は、本来であれば2019年8月期に計上すべきものではないかとの外部からの指摘を受け、利害関係を有しない外部専門家3名から構成される特別調査委員会を設置し調査を進めた結果、売上計上時期について不適切な会計処理の事実が判明しました。このほか、類似する問題の存否の調査を進めた結果、同様に売上計上時期の適正性が認められない会計処理が2018年8月期や2019年8月期にも存在することや、連結の範囲並びに売上計上(売上計上要件を満たさない売上)に関する不適切な会計処理等の事実が判明しました。こうした事態を受けて、今後当社は2022年3月16日付けで公表した再発防止策並びに2022年5月20日付けで公表した改善計画・状況報告書の内容に従って、適切な内部管理体制の構築と運営を進めていく必要があります。さらに、当社のコンプライアンス及びガバナンス体制を強化するため新たに設置されたコンプライアンス委員会による監視のもと、再発防止策を継続して実施する体制を維持することが必要不可欠であると認識しております。今後、これらの施策を着実に実行すると共に、適正な内部統制の整備及び運用の一層の強化に向けて真摯に取り組み、内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることが極めて重要であると考えております。

(5)当社株式の上場廃止リスクについて

当社株式は、2022年3月31日付けで、株式会社東京証券取引所から、以下のとおり特設注意市場銘柄に指定されており上場廃止リスクがあります。これにより、今後の当社グループの対応などによっては、今後の当社グループの事業活動や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

① 特設注意市場銘柄指定の理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

株式会社ジー・スリーホールディングス（以下「同社」という。）は、2021年11月10日に特別調査委員会の設置を、2022年2月2日に同社における不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告書を、また同年2月18日に過年度の決算内容の訂正をそれぞれ開示しました。これらにより、同社では、前代表取締役社長が、自身が主体的に関与する太陽光発電所案件に関して、会計処理の適切性確保を軽視し背景事情や資金の流れを取締役会で適切に報告しないまま、収益実現の要件を満たさない状況で売上を計上するなどの不適切な会計処理を行っていたことが明らかになりました。その結果、同社は、2017年8月期第3四半期から2021年8月期第3四半期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、それに伴う決算内容の訂正により、

2017年8月期及び2018年8月期の親会社株主に帰属する当期純利益の赤字を黒字と偽っていたことなどが判明しました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・ 2015年にも太陽光発電所案件の取引に関して不適切な売上計上が発覚し、第三者委員会の調査報告書の提言に基づき2015年11月2日及び2016年1月29日に再発防止策を開示したものの、再発防止策が適切に実施されていなかったこと
- ・ 前代表取締役社長のみが太陽光発電事業の全体像を把握し、取締役会に適切な報告を行わなかったこと
- ・ 上記の再発防止策に基づき取締役会で深度のある審議を行うべきところ、論点整理された資料が事前に配布されず、不十分な審議で議案が承認されていたこと
- ・ 取締役監査等委員の全員が非常勤で、常勤の補助者もなく、社内情報を十分に入手していなかったにもかかわらず、取締役会の議案に係るエビデンスの確認や監査等委員会での検討が不十分であったこと
- ・ 太陽光発電事業に係る職務分掌が未整備で業務プロセスが不明確であった結果、前代表取締役社長の業務執行範囲が拡大したこと
- ・ 関連当事者情報の適切な把握や利益相反取引を防止するための体制が構築されていなかったこと

本件は、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われたものであり、同社の内部管理体制等については改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。

② 特設注意市場銘柄指定日

2022年4月1日（金）

③ 特設注意市場銘柄指定期間

2022年4月1日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定解除になります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヶ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善見込みがなくなったと認められる場合には、上場廃止となります。

④ 今後の対応

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は2022年5月20日付け「改善計画・改善状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表のとおり、内部管理体制の問題点を抜本的に改善しコーポレート・ガバナンスを強化するための改善計画を取りまとめました。また、同改善計画に基づき、当社は2022年6月15日付け「コンプライアンス委員会の設置に関するお知らせ」にて公表のとおり、取締役会で決議された重要な意思決定等を第三者的な視点から監視するとともに再発防止策の進捗及び実効性を監視する機関として「コンプライアンス委員会」を新設いたしました。また、改善計画に則って各種社内規程・規則の改定を行ったほか、そうした規程を順守した業務フローの見直しを進め、既に新制度下での運用段階に入っております。さらに、役職員全員のコンプライアンス意識の向上に向けたコンプライアンス研修を月に一度の頻度で実施しているなど、内部管理体制の強化を着実に進めております。現時点において、改善計画において当初設定した個別対応事案の完了予定日から対応が遅れている項目はありません。今後も、再発防止に向けた改善計画を着実に実行し、内部管理体制の強化に向けた施策を継続的に実施していくことで、特設市場銘柄指定の解除が受けられるよう役職員が一丸となり信頼回復に向けて尽力してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、当社グループの事業上、財務上、経済活動に重大な影響は生じておらず、優先的に対処すべき課題への特段の影響はありません。ただし、今後の感染拡大状況や終息時期によっては、国内外の経済活動に様々な影響が出てくる可能性があります。当社グループでは、今後も慎重に状況を見極めながら、事業活動を継続するための対応を柔軟に行ってまいります。

5. 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業区分	事業内容	会社名
再生可能エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・販売用未稼働太陽光発電所の仕入販売 ・販売用太陽光発電所の仕入販売 ・太陽光発電事業者向け発電商材の仕入販売 ・固定資産としての太陽光発電所の取得と稼働による売電 ・太陽光発電所のオペレーション&メンテナンスと新規案件の受託 	株式会社ジー・スリーホールディングス 株式会社エコ・テクノサービス 合同会社エコ・グリーン1号 その他 2社
新規エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガス及び都市ガスエンジン搭載非常用発電機の開発販売 ・災害時非常用マグネシウム電池開発販売 	株式会社ジー・スリーホールディングス
サステナブル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のための消毒機器OEM供給 ・基礎化粧品及び健康食品の仕入販売 	株式会社ジー・スリーホールディングス 株式会社ジー・スリーファクトリー

6. 主要な事業所 (2022年8月31日現在)

当 社	本社：東京都品川区
株式会社エコ・テクノサービス	本社：東京都品川区
株式会社ジー・スリーファクトリー	本社：東京都品川区

7. 使用人の状況（2022年8月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
再生可能エネルギー事業	5名（-）	-1名（-）
新規エネルギー事業	8名（-）	1名減（-）
サステナブル事業	-1名（-）	-1名（-）
全社（共通）	7名（-）	1名増（-）
合計	20名（-）	-1名（-）

- (注) 1.使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2.全社（共通）として記載されている使用人数は、当社の使用人数であります。
- 3.当連結会計年度より事業区分を変更した為、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
- 4.サステナブル事業は、新規エネルギー事業が兼任しているため、新規エネルギー事業に含めて表示しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	1名減	41.5歳	2.8年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

8. 主要な借入先の状況（2022年8月31日現在）

借入先	借入額
さわやか信用金庫	68,964千円
芝信用金庫	67,513
城南信用金庫	27,994
湘南信用金庫	7,317

(注) 上記のほか、当社は資金調達的手法として、借入と実質的に同効果であるという判断において、リコーリース株式会社と割賦販売契約を締結しており、当連結会計年度末において、長期設備関係未払金（設備関係未払金を含む）481,954千円を計上しております。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2022年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,860,720株
- (3) 株主数 13,002名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エ コ ・ キ ャ ピ タ ル 合 同 会 社	2,450,000株	14.55%
楽 天 証 券 株 式 会 社	747,500	4.44
株 式 会 社 S B Y デ ジ タ ル プ ロ ダ ク ツ	550,000	3.27
株 式 会 社 ふ お ー 優	520,000	3.09
関 一	318,400	1.89
株 式 会 社 S B I 証 券	250,600	1.49
株 式 会 社 き ず な	193,600	1.15
富 永 道 男	130,800	0.78
湯 浅 英 之	130,000	0.77
山 田 晃	120,000	0.71

- (注) 1. 当社は自己株式を1,016,879株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠原弘和	株式会社エコ・テクノサービス 代表取締役 株式会社ジー・スリーファクトリー 代表取締役
取締役	清見義明	管理部 管掌 (管理部長)
取締役	佐伯猛志	株式会社ユニ・ロット 常務取締役
取締役	重富公博	重富公認会計士事務所 代表 北摂監査法人 (現 みかがみ監査法人) 社員
取締役 (監査等委員)	川崎修一	当社コンプライアンス担当役員 愛知大学大学院法務研究科 教授 弁護士法人久屋総合法律事務所 代表弁護士 株式会社AVANTIA 社外監査役
取締役 (監査等委員)	横山友之	横山経営会計事務所 代表 光ビジネスフォーム株式会社 社外取締役 一般社団法人立飛教育文化振興会 理事長 一般社団法人オークネット財団 評議員 太洋物産株式会社 社外取締役 TRIBAWL株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	幸富成	—

- (注) 1.取締役 (監査等委員) 川崎修一氏、横山友之氏、幸富成氏は、社外取締役であります。
- 2.取締役 (監査等委員) 川崎修一氏、横山友之氏は、以下のとおり、財務及び会計、法律知識に関する相当程度の知見を有しております。
- ・川崎修一氏は、弁護士の資格を有しております。
 - ・横山友之氏は、公認会計士の資格を有しております。
- 3.当事業年度の取締役の異動は、以下のとおりであります。
- ・2022年4月30日、松本隆氏は辞任により取締役を退任しております。なお、同氏の退任時における重要な兼職の状況は、早稲田大学評議員、日鉄物産株式会社社外取締役でありました。
 - ・2022年5月20日開催の臨時株主総会において、清見義明氏が取締役に選任され就任いたしました。
- 4.当事業年度の監査等委員である取締役の異動は、以下のとおりであります。
- ・2022年5月20日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、松山昌司氏、本間周平氏は辞任により監査等委員である取締役を退任しております。なお、松山昌司氏の退任時における重要な兼職の状況は、松山公認会計士事務所所長、あすなる監査法人代表社員、株式会社グッドコムアセット社外取締役等でありました。本間周平氏の退任時における重要な兼職の状況は、プラス会計事務所代表、株式会社東栄住宅社外監査役等でありました。
 - ・2022年5月20日開催の臨時株主総会において、横山友之氏、幸富成氏が監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。

- 5.当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6.当社と川崎修一氏、横山友之氏、幸富成氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
- 7.当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。常勤の監査等委員はおりませんが、内部監査を行う内部監査室が監査等委員会と連携して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。
- 8.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成している。

b. 基本報酬（金銭報酬）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決

定する。

- c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

該当事項なし。

- d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

- e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

- f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

- g. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、当社の任意組織である指名委員会にて審議した上で決定し、その結果内容について取締役会に通達するものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- a. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会決議において、金銭による報酬並びに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額450,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、4名(うち社外取締役は1名)です。

- b. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会決議において、金銭による報酬並びに株式報酬等の金銭でない報酬とを合わせて、年額150,000千円以内(うち、社外取締役75,000千円以内)と決議しております。

当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役は3

名) です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) ＜うち社外取締役＞	47,900 (-)	47,900 (-)	-	-	5 (-)
取締役 (監査等委員) ＜うち社外取締役＞	14,000 (14,000)	14,000 (14,000)	-	-	5 (5)
合計 ＜うち社外取締役＞	61,900 (14,000)	61,900 (14,000)	-	-	10 (5)

(注) 上記には、2022年4月30日付けで辞任により退任した取締役1名並びに2022年5月20日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査等委員である取締役2名を含めております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）川崎修一氏は、弁護士法人久屋総合法律事務所代表弁護士、愛知大学大学院法務研究科教授及び株式会社AVANTIAの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）横山友之氏は、横山経営会計事務所代表、光ビジネスフォーム株式会社の社外取締役、一般社団法人立飛教育文化振興会理事長、一般社団法人オークネット財団評議員、太洋物産株式会社の社外取締役、TRIBAWL株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 (監査等委員) 松 山 昌 司	松山昌司氏は、これまで公認会計士資格を有する社外取締役として、ガバナンス強化を踏まえた当社の管理・監督、及び積極的な取締役会における的確な発言等により、期待された役割を果たしております。なお、当社と松山昌司氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。 当事業年度に開催された取締役会22回のうち、辞任までに開催された17回すべて、監査等委員会25回のうち、辞任までに開催された21回のうちすべてに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 本 間 周 平	本間周平氏は、これまで公認会計士資格を有する社外取締役として、ガバナンス強化を踏まえた当社の管理・監督、及び積極的な取締役会における的確な発言等の期待された役割を果たしております。なお、当社と本間周平氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。 当事業年度に開催された取締役会22回のうち、辞任までに開催された17回のうち16回に出席、監査等委員会25回のうち、辞任までに開催された21回すべてに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

	出席状況及び発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った役割の概要
取締役 (監査等委員) 川崎修一	<p>川崎修一氏は、当社グループの業務は多種多様に亘るものであるところ、弁護士資格を有し、他の上場会社の監査役を務める同氏の専門的知識及び経験は、当社グループのガバナンス強化、再発防止策の実施の管理・監督及び企業価値向上に必要不可欠であり、ガバナンス強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督及び積極的な取締役会における的確な発言等の期待される役割を果たしております。なお、当社と川崎修一氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査等委員会25回のうち25回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 横山友之	<p>横山友之氏は、公認会計士資格を有し、他の上場会社の社外取締役を務め、東京証券取引所に上場する法人の第三者委員会の委員を歴任した経験は、当社グループのガバナンス強化、再発防止策の実施の管理・監督及び適確な意思決定の実効性向上に必要不可欠であり、ガバナンス強化を踏まえた当社の再発防止策の実施の管理・監督及び積極的な取締役会における的確な発言等の期待される役割を果たしております。なお、当社と横山友之氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会22回のうち、就任後に開催された5回すべて、監査等委員会25回のうち、就任後に開催された4回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 幸富成	<p>幸富成氏は、これまで外資系証券会社取締役や国内証券会社執行役員及び大学教授の経験および再生可能エネルギー事業分野の知見から、ガバナンス強化を踏まえた適確なリスク分析、当社の管理・監督、及び積極的な取締役会における的確な発言等により、期待される役割を果たしております。なお、当社と幸富成氏の間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他利害関係はありません。</p> <p>当事業年度に開催された取締役会22回のうち、就任後に開催された5回すべて、監査等委員会25回のうち、就任後に開催された4回のうち3回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

当社は、2017年8月期に当社が販売した未稼働太陽光発電所の権利の売上について、その売上金額280百万円の計上の時期は、本来であれば2019年8月期に計上すべきものではないかとの外部からの指摘を受け、利害関係を有しない外部専門家3名から構成される特別調査委員会を設置し調査を進めた結果、売上計上時期について不適切な会計処理の事実が判明しました。このほか、類似する問題の存否の調査を進めた結果、同様に売上計上時期の適正性が認められない会計処理が2018年8月期や2019年8月期にも存在することや、連結の範囲並びに売上の計上(売上計上要件を満たさない売上)に関する不適切な会計処理等の事実が判明しました。そのため、当社株式は、2022年3月31日付けで、株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受けることとなりました。

当該指定後は、在任する取締役監査等委員の各氏は、取締役会において法令遵守の徹底や内部統制の強化などの提言を行うとともに、再発防止に向けた取り組みについて状況の確認や提言を行うなど適切に職務を遂行しております。なお、不適切な会計処理等が行われた当時在任の取締役監査等委員は、当該不適切な会計処理にかかる事実関係を認識しておりませんでした。日頃より取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起をしておりました。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アリア

(注) 当社の会計監査人であった赤坂有限責任監査法人は、2022年4月12日をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	113,659千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、金融商品取引法に基づく訂正報告書に係る監査報酬等の額86百万円が含まれております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、適正かつ健全な企業活動を行う。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- ② 取締役会は、取締役会規程の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、当社並びに子会社の取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、当社並びに子会社の取締役の業務執行を監督する。
- ③ 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は、法令、定款及び定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ④ 当社並びに子会社の取締役及び使用人による業務執行が、法令、定款及び定められた社内規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
- ⑤ 監査等委員会直轄の内部監査室を設置し、当社並びに子会社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、管理部等を窓口として定め、適切に対応する。
- ⑥ コンプライアンスの状況は、コンプライアンス委員会において第三者的な目線から監視するとともに、当社並びに子会社各部門の責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

(2) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社並びに子会社の取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書管理規程、職務権限規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ② 当社並びに子会社の取締役及び監査等委員会は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社並びに子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- ② リスク情報等については、当社並びに子会社各部門の責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は管理部が行うものとする。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ 内部監査室は、当社並びに子会社各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告するものとし、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、当社並びに子会社における執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る。
- ② 当社並びに子会社の取締役の職務執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定並びに業務執行の監督等を行う。当社並びに子会社各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ③ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行が適正かつ効率的な運営に資することを確認するために、定例の会議を開催して経営数値その他の重要な情報について定期的な経営報告を義務付け、必要に応じて当社の取締役が助言と指導を行う。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営について、重要な事項については事前に協議し、経営内容を的確に把握するために、報告事項を定め定期的に報告を求める。
- ② 子会社における経営上の重要事項については、当社取締役会で協議し承認する。また、グ

ループ全体での会議を定期的開催して、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。

- ③ 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、管理部が統括管理し、全体のリスク管理について定める規程を策定し、その規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求める。
 - ④ 子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また監査については、監査等委員会及び内部監査室が監査規程に基づき実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査等委員会直属の内部監査室を設置し、内部監査室員の選任、評価等については、業務執行取締役からの独立性を確保するため、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - ② 内部監査室員は監査等委員会の指揮命令に従い、取締役、部門責任者の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (8) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社は、監査等委員会への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、通報者を保護することとする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第399条の2第4

項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査等委員は、当該費用の支出に当たってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に則り、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。
- ② 監査等委員は、内部監査室、管理部と連携を図るとともに、代表取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認するものとする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査等委員会直属の内部監査室を設置する。内部監査室は、監査業務のほか、監査等委員会の事務局としてそのサポートを行うものとし、監査等委員会の監査の実効性を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ② 当社並びに子会社は、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- ③ 当社並びに子会社は、財務報告の信頼性を確保するために、管理部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。
- ④ 当社並びに子会社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化するとともに取引規約に暴力団排除条項を導入する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

- ② 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、当社並びに子会社の役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 当事業年度においては、取締役会を22回開催し、経営の重要事項について審議・決定し、取締役の職務執行について報告を受けました。取締役会には監査等委員が出席し業務執行取締役の職務執行の状況を監査しております。
- (2) コンプライアンス体制につきましては、各部門が部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めるほか、コンプライアンス委員会が第三者的な目線から監視しております。当事業年度において、コンプライアンス委員会は3回開催され、当社が実施しているコーポレート・ガバナンス強化の進捗及び実効性を監督しております。
- (3) 内部監査につきましては、監査等委員会の直轄である内部監査室が、内部監査計画に基づき当社の各部門、子会社の業務執行及びコンプライアンス遵守の状況等について独立の立場から内部監査を実施し、その結果を監査等委員会、取締役会及びコンプライアンス委員会に報告しております。
- (4) 当事業年度は、監査等委員会を25回開催し、取締役会議案の事前審議、内部監査室の監査結果の報告聴取、その他情報共有を行い監査方針等について協議を行いました。また、監査等委員会は監査計画に基づき、代表取締役を含む取締役との面談の実施、会計監査人や内部監査室との方法共有や意見交換を行いました。監査等委員会の職務が円滑に遂行されるよう、内部監査室が監査等委員会の事務を補助しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点では買収防衛策の導入決定には至っておりません。

連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,812,599	流動負債	301,038
現金及び預金	1,302,018	買掛金	3,262
売掛金	257,619	一年内返済予定の長期借入金	69,152
商品	32,711	未払金	31,829
前渡金	134,643	前受金	94,381
未収入金	3,198	未払法人税等	16,072
未収還付法人税等	6,520	設備関係未払金	33,849
未収消費税等	68,244	賞与引当金	8,700
その他	8,532	その他	43,789
貸倒引当金	△889	固定負債	611,508
固定資産	1,120,326	長期借入金	102,636
有形固定資産	656,067	長期設備関係未払金	448,105
建物	16,127	長期前受収益	6,329
工具、器具及び備品	2,582	資産除去債務	2,435
機械及び装置	506,762	繰延税金負債	22
土地	130,595	関係会社事業損失引当金	72
無形固定資産	369,829	その他	51,907
のれん	369,199	負債合計	912,546
その他	630	(純資産の部)	
投資その他の資産	94,429	株主資本	2,020,379
出資金	350	資本金	1,062,957
敷金及び保証金	35,401	資本剰余金	672,222
繰延税金資産	8,267	利益剰余金	512,093
その他	50,410	自己株式	△226,894
資産合計	2,932,926	純資産合計	2,020,379
		負債純資産合計	2,932,926

連結損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,926,617
売上原価	1,399,293
販売費及び一般管理費	527,323
営業利益	489,449
営業外収益	37,873
受取利息	12
償却債権取立益	360
還付加算金	313
未払配当金除斥益	1,119
消費税差額	28,745
その他	134
営業外費用	30,685
支払利息	20,610
支払手数料	9,277
関係会社事業損失引当金繰入額	72
その他	231
経常利益	38,367
特別利益	38,367
受取保険金	20,000
特別損失	20,000
是正工事費用	11,293
関係会社出資金売却損失	18,449
減損損失	7,560
訂正関連費用	467,620
税金等調整前当期純損失	504,923
法人税、住民税及び事業税	446,556
法人税等調整額	12,692
当期純損失	△6,355
親会社株主に帰属する当期純損失	452,894
	452,894

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,062,957	672,222	964,987	△226,232	2,473,935
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△452,894		△452,894
自 己 株 式 の 取 得				△662	△662
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△452,894	△662	△453,556
当 期 末 残 高	1,062,957	672,222	512,093	△226,894	2,020,379

	純資産合計
当 期 首 残 高	2,473,935
当 期 変 動 額	
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	△452,894
自 己 株 式 の 取 得	△662
当 期 変 動 額 合 計	△453,556
当 期 末 残 高	2,020,379

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,787,949	流動負債	239,229
現金及び預金	1,232,864	買掛金	1,312
売掛金	212,160	一年内返済予定の長期借入金	67,652
未収入金	47,554	未払金	27,846
前渡金	103,502	設備関係未払金	33,849
前払費用	6,648	未払費用	2,086
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	120,000	未払法人税等	13,939
未収還付法人税等	6,324	前受収益	1,423
未収消費税等	58,374	賞与引当金	6,500
その他	1,409	その他	84,619
貸倒引当金	△889	固定負債	551,920
固定資産	920,561	長期借入金	92,011
有形固定資産	655,427	長期設備関係未払金	448,105
建物	16,127	長期前受収益	6,329
工具、器具及び備品	2,341	資産除去債務	2,435
機械及び装置	506,364	繰延税金負債	220
土地	130,595	関係会社事業損失引当金	911
無形固定資産	630	その他	1,907
商標権	630	負債合計	791,150
投資その他の資産	264,503	(純資産の部)	
関係会社株式	10,000	株主資本	1,917,360
出資金	250	資本金	1,062,957
関係会社出資金	14,357	資本剰余金	672,222
関係会社長期貸付金	230,000	資本準備金	272,206
長期前払費用	176	その他資本剰余金	400,016
敷金及び保証金	10,401	利益剰余金	409,074
貸倒引当金	△681	利益準備金	46,943
資産合計	2,708,511	その他利益剰余金	362,131
		繰越利益剰余金	362,131
		自己株式	△226,894
		純資産合計	1,917,360
		負債純資産合計	2,708,511

損益計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,152,311
売上原価		896,391
売上総利益		255,919
販売費及び一般管理費		
役員報酬	61,900	
給与手当	94,095	
賞与	4,325	
賞与引当金繰入額	6,500	
退職給付費用	902	
支払手数料	78,472	
地代家賃	18,923	
減価償却費	3,581	
租税公課	14,448	
その他	57,362	340,510
営業損失		84,590
営業外収益		
受取利息	12,139	
貸倒引当金戻入額	13,685	
償却債権取立益	360	
その他	3,479	29,665
営業外費用		
支払利息	17,179	
支払手数料	140	
支払保証料	302	17,622
経常損失		72,548

科 目	金 額	
特 別 利 益		
受 取 保 險 金	20,000	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	50	20,050
特 別 損 失		
是 正 工 事 費 用	11,293	
訂 正 関 連 費 用	467,620	
減 損 損 失	7,560	486,474
税 引 前 当 期 純 損 失		538,972
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△16,482
法 人 税 等 調 整 額		△595
当 期 純 損 失		521,894

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,062,957	272,206	400,016	672,222	46,943	884,025	930,968
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失						△521,894	△521,894
自 己 株 式 の 取 得							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△521,894	△521,894
当 期 末 残 高	1,062,957	272,206	400,016	672,222	46,943	362,131	409,074

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△ 226,232	2,439,917	2,439,917
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失		△521,894	△521,894
自 己 株 式 の 取 得	△662	△662	△662
当 期 変 動 額 合 計	△662	△522,556	△522,556
当 期 末 残 高	△226,894	1,917,360	1,917,360

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂 木 秀 俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山 中 康 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・スリーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、2022年10月7日付で、会社の主要株主が異動している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

株式会社ジー・スリーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂	木	秀	俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山	中	康	之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジー・スリーホールディングスの2021年9月1日から2022年8月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、2022年10月7日付で、会社の主要株主が異動している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 当社は、2017年8月期に当社が販売した未稼働太陽光発電所の権利の売上について、その売上金額280百万円の計上の時期は、本来であれば2019年8月期に計上すべきものではないかとの外部からの指摘を受け、利害関係を有しない外部専門家3名から構成される特別調査委員会を設置し調査を進めた結果、売上計上時期について不適切な会計処理の事実が判明しました。このほか、類似する問題の存否の調査を進めた結果、同様に売上計上時期の適正性が認められない会計処理が2018年8月

期や2019年8月期にも存在することや、連結の範囲並びに売上計上(売上計上要件を満たさない売上)に関する不適切な会計処理等の事実が判明しました。そのため、当社株式は、2022年3月31日付けで、株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受けることとなりました。監査等委員会は、これら事実を厳粛に受け止め、再発防止に向けた対応の実施状況について監視及び検証をしております。なお、本事業年度における取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。一方、上記に係る不適切な会計処理の件に関しては、事業報告書に記載の通り、過年度の決算の修正に至ったため、コーポレート・ガバナンス体制の再構築、コンプライアンス教育の徹底、内部管理体制の強化等改善施策を取りまとめ、信頼回復に努めるべく再発防止策を実行中であります。会社は、引き続き改善を進めているところであり、監査等委員会としては、今後も継続する諸施策の実施状況について注視してまいります。なお、本事業年度における当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月26日

株式会社ジー・スリーホールディングス 監査等委員会

監査等委員 川崎修一 ㊟

監査等委員 横山友之 ㊟

監査等委員 幸富成 ㊟

(注) 監査等委員川崎修一、横山友之及び幸富成は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

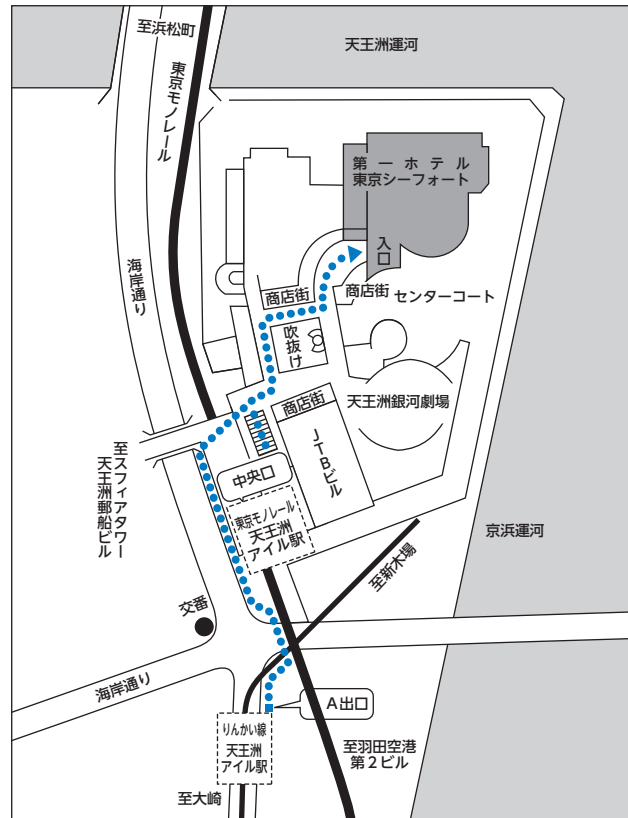
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 17 lines.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 ・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より直結
・りんかい線 天王洲アイル駅（出口A）より徒歩約4分
（ご注意）

東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、ご注意ください。



(お願い)

会場近辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。